

地域学力向上支援事業の助成対象となる経費

地域振興事業助成金交付要綱の別表2で定める助成対象事業の内容は、①地域塾、②検定料補助(注)、③学力向上のための講演会とし、市町村及び市町村が補助金を支出して実施する①～③までの事業の対象となる経費は以下のとおりとする。



節	細節	歳出科目の例示と助成対象	備考
報償費		講演会、研究会等の講師に対する謝礼金 塾講師、学力指導員謝金	支払基準は市町村の規程に準じる
旅費	費用弁償旅費	講師、学力指導員の費用弁償旅費	支払基準は市町村の規程に準じる
役務費	手数料	英検、漢検、数検の検定料	
委託料		①地域塾、②検定補助、③学力向上のための 講演会を実施する団体への委託料(一般管理 費を除く)	①～③の事業に直接要する費用のう ち当該対象経費に限る
使用料及び賃借料		土地、家屋、会場、会議室の借り上げ料	
負担金補助及び交付金	補助金	①地域塾、②検定補助、③学力向上のための 講演会を実施する団体・学校への補助金	①～③の事業に直接要する費用のう ち当該対象経費に限る
その他の経費		上記区分のうち対象外とされている経費で助成 事業に必要な経費として事前に当協会の承認 を得たもの	当該経費の承認を求める場合は、執 行前に当協会に協議すること

注1: 検定料補助は検定料の1/2を限度とし、市町村が実質的に負担する金額の80%以内の範囲で助成する。

(例1) 補助率50%の場合 (検定料) × 50%(補助率) × 80%(地域振興事業助成率)

(例2) 補助率40%の場合 (検定料) × 40%(補助率) × 80%(地域振興事業助成率)

(例3) 補助率100%の場合 (検定料) × 50%(補助率100%ではなく50%とみなす) × 80%(地域振興事業助成率)

注2: 検定料補助は英検・数検・漢検に限る。

助成の対象外となる経費の例

- ① 地域塾事業における講師の賃金
- ② 振込手数料
- ③ 児童生徒が対象ではない保護者・教師等大人のみで開催される講演会に係る経費
- ④ 飲食代
- ⑤ 備品、学習用品、事務用品等の購入